

## はり、きゅう及びあん摩マッサージ施術療養費の 受領委任制度導入について

平成31年1月1日施術分からは  
代理受領による申請書は受付できなくなります。

大田原市国民健康保険では、平成31年1月1日から受領委任制度に参加いたします。(詳細は、表面記載。)

これに伴い、施術所にて地方厚生(支)局へ受領委任の申請(申出)手続きをしない場合、平成31年1月1日施術分から償還払いのみの取り扱いになりますのでご注意ください。(現行の代理受領による申請は、受付できません。)

### 受領委任の取り扱いを希望する場合は

平成31年1月1日から受領委任を取り扱うためには、平成30年10月31日までに施術所の所在地(出張専門の施術者の場合は自宅住所)の都道府県を管轄する地方厚生(支)局(都道府県事務所)へ申請(申出)書類を提出する必要があります。

施術所の所在地(出張専門の施術者の場合は自宅住所)が栃木県の場合は、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。(所在地が栃木県でない場合は、厚生労働省ホームページをご参照ください。)

問い合わせ先： 関東信越厚生局 栃木事務所  
(TEL)028-341-8486

### 受領委任による療養費支給申請書の提出先について

平成31年1月1日施術分からの受領委任による療養費支給申請書については、下記へご提出ください。

提出先: 栃木県国民健康保険団体連合会 保険者支援課  
(〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6F)

### 受領委任制度のご案内(厚生労働省ホームページ)

下記リンク先から、厚生労働省のホームページを確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/jyuudou/oshirase.html>

大田原市市民生活部国保年金課国保年金係  
〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号  
TEL 0287-23-8857